

会議録（要点筆記）

会 議 名	第8回 米原市庁舎等整備検討委員会
開 催 日 時	平成26年11月13日（木）19時00分～20時30分
開 催 場 所	米原市役所米原庁舎2階 会議室2A
出席者および欠席者	出席委員：14人 高柳英明委員（副委員長）、伊藤信義委員、竹岡久雄委員、春日敬三委員、田中薫委員、日向寛委員、吉田正子委員、北村きのの委員、木村幸太郎委員、福永ひろみ委員、堀川弥二郎委員、川口幸雄委員、佐々木健司委員、大野淳天委員 欠席者：1人 岩崎恭典委員（委員長） 事務局： 三田村健城政策推進部長 政策推進課：山田英喜次長、西村善成課長補佐、土川徳之、川瀬雅史
議 題	1 新庁舎の建設候補地の検討について
結 論	・次回、引続き建設候補地の選定に係る評価を議論する。
審 議 経 過	1 開会 （事務局から開会あいさつ。） 2 委員長あいさつ （委員長欠席のため、副委員長からあいさつ） 3 議事 （1） 新庁舎の建設候補地について 副委員長 議事に移りたいと思います。前回の振り返りと今回の配布差替え資料等の説明を事務局からお願いします。 事務局 （資料の説明） 副委員長 はい、これについて質問等ありますか。 委員 現状は400人であるが、1庁舎に集約すると効率性が生まれるし、この10年間で人口が10%減、20年後には20%減という状況で、将来は職員も400人から減ることも考えられる。初めは10,000㎡で検討すればいいが、後に大きすぎたという結果にならないか。後で増築という方法も考えられる。

事務局	10年後、20年後の職員数を想定してではなく、現状の職員が入れるスペースは最低限確保する必要があると考えます。もう1点は増築ですが、今後その可能性があるかを考える必要もあると思いますが、400人いる職員が将来300人になるから、300人のスペースでいいとすると、今の職員は入れないと思います。庁舎を集約すると効率性が生まれて、不要な職員が出てくるという指摘もございましたが、その辺は当然出てくると思います。ただし、それが50人、100人という規模ではないと想定していますので、400人で設定しています。5人減ったから395人という議論では基本構想としては成り立たないので、御理解いただければと思います。
副委員長	よろしいですか。では、残りの資料も説明をお願いします。
事務局	(資料の説明)
副委員長	では、議題に入ります。今日は防災拠点・安全性の観点で2項目あります。項目としては、「防災拠点としての安全性」と「災害時の機能維持性」と2つの観点で評価をしていきたいと思います。それでは説明をお願いします。
事務局	(資料の説明 議題1 関連資料を説明)
副委員長	ありがとうございます。皆さんにABCをつけていただきたいと思いますが、今の説明と評価用資料で、あらかじめ入れている◎○△についてはこれでよろしいですか。 浸水想定はハザードマップに準じています。その下の想定震度は、活断層から離れているという事でしか判断できませんので、これらは押並べて○となっておりますが、よろしいですか。
委員	震度6強ということはそこまで耐えられることなのか。震度6強が発生する可能性があるということなのか。
事務局	発生する可能性があるということです。
委員	可能性があるとなると全部が×ではないか。震度1とかであれば○であるが。
副委員長	条件はほとんど同じなので、全て◎○△のどれか同じ評価になりますが、いかがでしょうか。全部△としておきますか。
委員	このままでいいと思う。
副委員長	このままでいいですか。相対的な順位づけということで、○でよろしいで

委員	<p>すか。</p> <p>浸水と同じ評価をしないとおかしいと思う。危険性が高いので△にしないとけない。</p>
副委員長	<p>ハザードマップで、明らかに地盤が弱い所と強い所の差ができるのであれば、相対評価ができると思います。今は一律ですので。</p>
委員	<p>一律△でどうか。</p>
副委員長	<p>一律△でいかがですか。</p>
委員	<p>△でも○でも一緒ではないか。</p>
委員	<p>例えば山東庁舎の浸水想定△は、治水計画で変わる場合があるが、活断層はそうではない。浸水想定と同じ考え方はおかしいと思う。</p>
副委員長	<p>地震発生に対しては、○でいいということですか。</p>
委員	<p>活断層が予定地の下を通っていたらさすがに×だが、この5つの地域は活断層の位置からは離れている。</p> <p>近くに活断層があるなら全部△でもいいが、それによって評価に影響がでるわけではなく、浸水想定の評価とは違うと思う。</p>
副委員長	<p>○でも△でも同じですが、△をつけるという事は、他と比べてどうかと問われるのであれば、×とか△をつけると思うのですが、ここで優劣がつけられないのであれば、このままいってはどうかと私は思います。</p> <p>よろしいですか。では、そうさせていただきます。</p> <p>では、そういった事を加味しながらABCをつけていきたいと思います。◎と○がついている伊吹庁舎敷地、これはABCですと仮にAとします。山東、近江、米原庁舎敷地はいかがでしょう。</p>
委員	<p>Bだと思う。</p>
委員	<p>米原駅東口市有地も評価するなら、山東、近江、米原はCだと思う。米原駅東口市有地がBだと思う。</p>
副委員長	<p>他の意見はありますか。</p> <p>また後で振り返って評価を変える事もありますが、今は伊吹庁舎敷地がA、山東、近江、米原庁舎敷地がC、米原駅東口市有地がBということでのよろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>では次の災害時の機能維持性に関して説明をお願いします。</p>

事務局	(資料の説明 議題1 関連資料を説明)
副委員長	<p>まずはあらかじめ事務局で入れている◎○△について意見をいただきたいと思います。</p> <p>第一次から第三次まで緊急性に準じて優先順位が付けられています。皆さんに注意していただきたいのが、例えば国道8号は、平常時は大変混雑していますが、災害時にはこの第一次から順番に通行を確保するための復旧が行われていきますので、そういった面で評価をお願いしたいと思います。</p> <p>第一次から第三次までの緊急輸送道路としての性格で評価をお願いします。</p> <p>伊吹庁舎敷地は○となっていますがよろしいですか。</p> <p>山東庁舎敷地が第三次緊急輸送道路に面していますが、その接続が他より劣るので△が付いている。比較するとこの○△はよろしいですか。</p> <p>近江庁舎敷地の○は、比較すると妥当な判断と思われそうですが、よろしいですか。</p> <p>米原庁舎敷地も第二次緊急輸送道路に面していて、国道8号および8号バイパスに、離れていますが接続は容易ということで○が付いています。</p> <p>米原駅東口市有地は国道8号に面していますので、これは第一次緊急輸送道路に接しており、最優先で復旧が進む道路ということで◎が付いています。よろしいですか。</p> <p>では消防と警察との位置関係ですが、平面的に見ると距離もありますが、全て○がついていますがよろしいですか。意見があればお願いします。</p>
委員	<p>近江、米原庁舎敷地は、国道8号と21号の2つの道路にアクセスが可能である。その利点があるので第一次に相当する◎ではないか。</p>
副委員長	<p>意見をいただきましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>防災面で考えると、2つの方面から来ることができるという利点があるのではないか。</p>
副委員長	<p>これは慎重に扱わないといけないのが、復旧の優先順位を考える必要があります。第一次は即座に復旧が進みます。そこの復旧が進まない二次も進まない、それが終わらないと三次が進まないという形で順次復旧をしていく訳ですが、単なる接続の本数でみると、今の指摘も考えられますが、いかがでしょうか。委員の意見では、近江、米原庁舎敷地は◎が付くのではないかと。</p>
委員	<p>国道8号(米原バイパス)が第三次緊急輸送道路(青色)となっていますが、これは県が決めているのか。</p>

事務局	市の防災計画で指定しています。
委員	この道路は途中までしかできていない。
副委員長	整備が進めば、将来的には指定が変わる可能性があります。
委員	近江庁舎が「国道に接続が容易」で◎と言われたが、実際は容易ではないと思う。それよりも山東の方が容易に出られるのではないか。
副委員長	地震想定なので、ものすごく近くても渡れないという可能性はあります。
委員	近江庁舎から国道21号まで出ようと思ったら、川を渡るなど簡単に出られない。◎ではないと思う。
副委員長	重要な点は、有事には庁舎が災害対策本部となる。そこには市長が24時間詰めて、指令を出す体制を整える必要があります。例えば20mであっても、そこに車両が入れないとなると、災害時の機能維持という面では懸念が残ります。完全に接道していればすぐに出入りできますが、そうすると◎という評価はどうでしょうか。
委員	逆に山東が○なのでは。
委員	橋が壊れたら、河川を渡ることに懸念がある。
副委員長	迂回する必要も出てくる。
委員	近江庁舎は◎ではなくて○でよい。
副委員長	ではまず事務局に入れていただいた案のとおりでよろしいですか。では次の「消防・警察との位置関係」は一律○ですが、いかがでしょうか。ひとつ質問ですが、このk mは距離ですか、道のりですか。
事務局	直線距離です。
副委員長	道路によっては遠回りのこともあり得る。二次、一次どこかは接していますから、一律○でよいかと思います。では上段下段で合わせて評価をしていきたいと思います。まず伊吹庁舎敷地はいかがでしょうか。
委員	米原駅東口市有地が◎と○だからA、ここから始めないと。

副委員長	では米原駅東口市有地を仮にAとしますと、○と○のところ伊吹、近江、米原庁舎敷地がBになります。そして山東庁舎敷地がCとなりますがよろしいですか。
委員	これでよい。
事務局	消防施設についてですが、米原庁舎敷地と米原駅東口市有地からは、米原出張所が朝妻筑摩にありまして、そちらの方が近いです。本署機能がないということで省いていましたが、評価をしていただいた後で申し訳ありませんが、それぞれの庁舎から直線距離1から2kmの間に出張所があります。
副委員長	消防機能に関していうと、本署と出張所とではあまり差はない。米原消防署とは拠点が違うということで説明いただいた訳ですね。 いったん評価を入れてしまいました、一律○というのを見直しますか。
委員	これでよい。
副委員長	では続いて説明をお願いします。
事務局	(資料の説明 議題1 関連資料を説明)
副委員長	13ページの敷地概要で質問等がありますか。 東口の用途地域は商業地域で建ぺい率80%ですが、角地は緩和されて90%になりませんか。
事務局	緩和規定はあり、90%になる可能性もありますが、ここでは指定容積率、建ぺい率を記載させていただいております。
副委員長	角地ですと10%緩和というのがあり、少し多めに建てられますが、今回は除外して考えているということですね。 「日影規制」は、ある建物を建てたときにどれぐらい影を落としてはいけないか、を決めること。 「用途地域」について解説をします。評価用資料32ページの「都市計画法による定義」で「商業地域」は、そこで商業をなさい、ということを進捗する地域として指定してあります。それに対して「住居専用」というところは、住居を構えて生活をなさい、ということ。都市利用上の法律のようなものです。さらに評価の視点でいうと、10ページ「まちづくりとの整合性」で「市の上位計画との整合性」があります。この中で「都市マスタープラン」は、いわゆる米原市の経営方針、土地利用方針です。ここで決めた方針を受けて、評価用資料32ページの区分ができています。方針と法律のような関係

	<p>になっています。</p> <p>それぞれの敷地に用途地域がある中で、近江庁舎敷地は「市街化調整区域」です。これは、市街化を抑制しなければならないという上位計画に基づいて指定されているところです。そのあたりを鑑みて評価をする必要があります。</p>
委員	<p>13ページの地盤状況で米原庁舎敷地と米原駅東口市有地が「支持層が深く、杭が必要」となっているが、これは支持層まで杭を打ち込むということか。14ページの事業費欄にはこれについて書かれていないが、どれぐらい影響が出るのか。</p>
事務局	<p>前回、地盤状況について指摘をいただきましたので、評価用資料25ページの事業費欄に、地盤改良や支持層まで杭を打つことを前提に費用をそれぞれ計上しております。</p>
委員	<p>その地盤状況に評価欄がない。</p>
事務局	<p>事業費で判断していただくことで設定しています。</p>
副委員長	<p>現状のボーリングデータを参照して、支持層の深さを見て、建設費を積み上げていっている。ですから、支持層まで打てるということが大前提で、庁舎建設費が入っているということになります。</p> <p>支持層が深いことで条件が悪いとは限りません。低層のものであれば、支持層まで杭を打たなくてもよい工法もあります。建設に当たってみないとわからないところもあります。</p>
委員	<p>しかし、資産価値は低いと思う。</p>
副委員長	<p>事前に分かっていたら、そうなります。</p>
委員	<p>13ページ近江庁舎敷地で、「隣地を購入した場合15,000㎡」とあるが、他の敷地と同じ条件にする必要があるのではないか。</p>
副委員長	<p>飛び地になって間が空いていることを「拡張性がある」とみるのはまずいということです。削除でよろしいですか。</p>
事務局	<p>今の意見をいただきましたので、資料を訂正させていただきます。</p>
委員	<p>「法上の規制はないか」で、△が3か所ついている。これは、「用途指定の変更はできるけれど、一定の手続が必要」ということで書かれていると思うが、合併特例債を使うという形で、変更手続に時間が掛かり、期限が間に</p>

	<p>合わないことがあるならば、「必要」ではなく「できない」とするべきでないか。</p>
事務局	<p>用途地域を変更するのは、原則的には厳しいが、手続を取れば可能であるということを示しています。</p>
副委員長	<p>用途変更は都市計画審議会を経る話になるので、相当な期間を要すると思います。一方、合併特例債のスケジュールがあって、その前段としては計画をまとめなければならないとなると、非常に厳しいのではないかと。事務局の方でスケジュールの確認をしていただけますか。結構重要なことです。</p>
事務局	<p>確実にこれぐらいでできますという期間は、申し上げにくいのですが、用途変更には2～3年は掛かると思います。県協議なども必要になってきます。また、合併特例債の話がありましたが、これについては、平成32年度まで延長する予定で進めています。</p>
副委員長	<p>スケジュールの問題もありますが、都市計画マスタープランを無視してまで市街化調整区域に庁舎を建てる理由があるのかです。</p> <p>上位計画との整合性を振り返る必要があります。評価については、手続を行えば建設可能であるという視点ではなく、都市計画マスタープランに基づいた原則的な評価が必要であると考えます。</p>
委員	<p>評価用資料31ページの工期に、用途変更等の手続期間が入っていない。整合性を図るべきではないか。</p>
委員	<p>土壌汚染対策法に係る評価項目を追加する必要がある。</p>
副委員長	<p>事務局で調べていただいて、無ければなしで評価項目を追加していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>確認だけしてもらえばどうか。</p>
事務局	<p>次回の委員会に確認して報告します。</p>
副委員長	<p>次回、事業の可能性、経済性についてABCの評価を行います。</p>
事務局	<p>4 その他 次回の委員会の日程は11月27日（木）19時から米原市役所で開催します。</p> <p>5 閉会</p>